

# 宿泊約款

## 【本約款の適用】

### 第1条

当館の締結する宿泊契約及びこれに関連する契約は、この約款の定めるところによるものとし、この約款に定められていない事項については、法令又は慣習によるものとします。

2 当館は、前項の規定にかかわらず、この約款の趣旨、法令及び慣習に反しない範囲で特約に応ずることができます

## 【宿泊引受けの拒絶】

### 第2条

当館は次の場合には、宿泊の引受けをお断りすることがあります。

- (1) 宿泊の申し込みが、この約款によらないものであるとき
- (2) 満室（員）により客室の余裕がないとき
- (3) 宿泊しようとするものが、宿泊に関し、法令の規定又は公の秩序若しくは善良の風俗に反する行為をする恐れがあると認められるとき
- (4) 宿泊しようとする者が伝染病者であると明らかに認められるとき
- (5) 宿泊に関し特別の負担を求められたとき
- (6) 天災、施設の故障その他やむを得ない理由により宿泊させることができないとき
- (7) 山梨県旅館業条例の規定する場合に該当するとき

## 【氏名等の明告】

### 第3条

当館は、宿泊日に先だつて宿泊の申し込み（以下「宿泊予約の申込み」という）をお引き受けした場合には、期限を定めて、その宿泊予約の申込み者に対して次の事項の明告を求めることがあります

- (1) 宿泊者の氏名、性別、国籍及び職業
- (2) その他当館が必要と認めた事項

## 【予約金】

### 第4条

当館は、宿泊予約の申込みをお引き受けした場合には、期限を定めて、宿泊期間（宿泊期間が3日を超える場合は3日間）の宿泊料金を限度とする予約金の支払いを求めることがあります

2 前項の予約金は、次条の定める場合に該当するときは、同条の違約金に充当し、残額があれば返還します

## 【予約の解除】

### 第5条

当館は宿泊予約の申込み者が、宿泊予約の全部又は一部を解除したときは、次に掲げるところにより、違約金を申し受けます

- (1) 予約の全部を取り消された場合の取消料

予約申込人数	取消の通知を受けた日										
	当日	前日	2日前	3日前	5日前	6日前	7日前	8日前	14日前	15日前	30日前
14名まで	50%	30%	20%								
15～30名まで	50%	30%	20%	20%	20%						
31名～100名まで	70%	50%	20%	20%	20%	20%	20%	10%	10%		
101名以上	70%	50%	25%	25%	20%	25%	25%	15%	15%	10%	10%

(注) %は予約宿泊料金に対する取消料率です

- (2) 予約の人数が減った場合の取消料

予約申込人数	取消人数	最終的に泊まる人の割合	取消料
100名以下の場合	20%以内		取消料なし
	20%を超える	50%未満	20%以上の人員について上記表の相当額
		50%以上	20%以上の人員について上記表の相当額の30%
101名以上の場合	10%以内		取消料なし
	10%を超える	50%未満	10%以上の人員について上記表の相当額
		50%未満以上	10%以上の人員について上記表相当額の30%